

同一都道府県内市町村間の住所異動に伴う多数回該当の引継ぎ

これまでは、市町村をまたがる住所異動があった場合、高額療養費の多数回該当の回数カウントがリセットされました。
 平成30年度以降は同一都道府県内であり、かつ、世帯の継続性が保たれている場合には、平成30年4月以降の療養において発生した転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引継ぎ、前住所地から通算して被保険者の負担軽減を図ります。

同一都道府県内市町村間の住所異動に伴う高額療養費多数回該当の判定

下記は、5月A市⇒B市、6月B市⇒C市、7月C市⇒B市、10月B市⇒A市、12月A市⇒B市と転居したケース

平成29年度以前

平成29年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
A県	A市	①						②			
	B市		①		②		③			④	
C県	C市			①							

市町村間異動がある度に回数リセットされていた
 (ただし、再転入した場合は以前の回数を継続)

B市での回数のみカウントされ
 4回目

平成30年度以降

平成30年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
A県	A市	①						⑤			
	B市		②		③		④			⑥	
C県	C市			①							

県内市町村間転居の場合、従前の該当回数を引き継いでカウント。

県内で通算されて4回目